

道路後退行政指導（山田・宮元町、木野目、南田島方式）について

◎道路後退行政指導とは

山田・宮元町、木野目、南田島の一部の地区は、昭和45年8月25日に市街化区域として都市計画決定されたものの、その後の市街地整備の進捗が鈍く、埼玉県から問題地区として指摘を受けました。

これを受けて、地元のみならずと合意形成を図り、良好な住環境を形成する一環として、道路後退に関する行政指導を行っております。（通称：山田・宮元町方式、木野目方式、南田島方式）

各地区によって土地の状況や整備のスケジュール等が異なりますので、窓口にてご確認ください。詳しくは都市計画課までお問合せください。

◎後退方法の概要

- ・この地区内で、建築行為を行う際は、下記「後退パターン」等に沿った後退をお願いします。また増築部分については、後退線の外での建築計画をお願いします。
- ・すみ切り部分については、下記「すみ切り基準（各地区共通）」に沿った後退をお願いします。
- ・行政指導の開始日以前からの宅地については、整備時期に合わせて買収により対応します。
- ・農地については、整備時期に合わせて用地の寄付をしていただきます。また、農地転用をされる場合は、その時点で寄付をしていただきます。
- ・位置指定道路は、将来通り抜け道路として利用できるように、道路から道路まで、もしくは、道路から水路までを道路用地として確保してください。
- ・相続時において、納税猶予・物納等を検討の際は、都市計画課にご相談ください。

◎担当課について

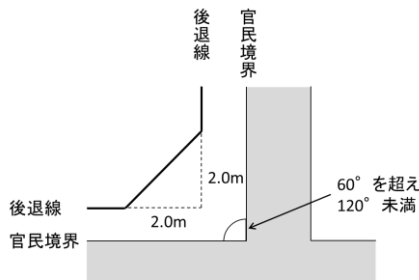
内容	担当課	所在
後退指導について	都市計画課	本庁舎5階
建築に関することについて	建築指導課	本庁舎5階
開発行為に関することについて	開発指導課	本庁舎5階
農地転用の手続きについて	農業委員会事務局	東庁舎3階
現在の道水路の境界・幅員について	建設管理課	小仙波庁舎2階
道路敷地寄附の手続きについて	建設管理課	小仙波庁舎2階
道路工事について（買収あり）	道路街路課	小仙波庁舎2階
道路工事について（買収なし）	道路環境整備課	小仙波庁舎1階

◎行政指導開始日

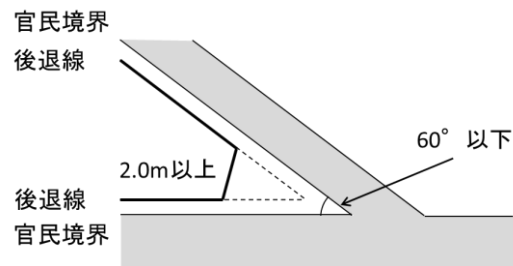
地区名	開始日
山田（南）・宮元町	昭和50年12月11日
山田（北）	平成4年10月26日
木野目	昭和52年10月29日
南田島	昭和52年10月29日

◎すみ切り基準（各地区共通）

曲がり角の内角が60°を超え120°未満の場合

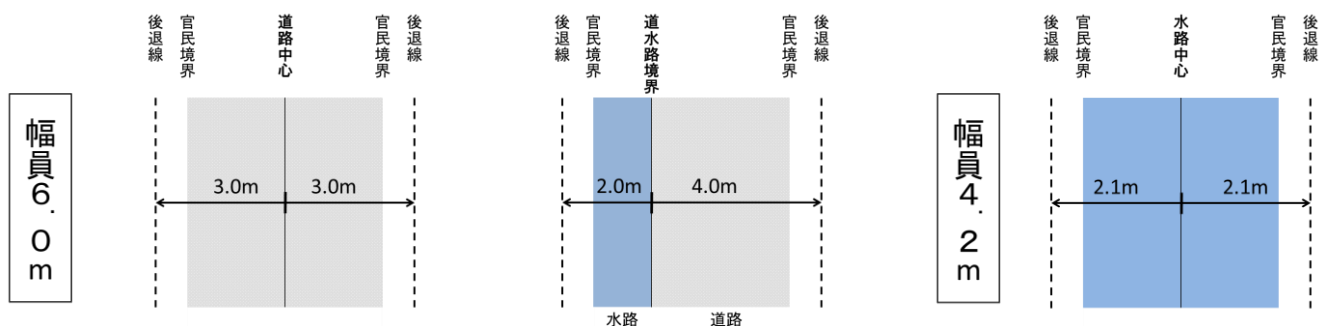


曲がり角の内角が60°以下になる鋭角の場合



※開発行為による「すみ切り基準」については、開発指導課までお問合せ下さい。

◎後退パターン（山田・宮元町地区）



1) 単独道路

- ・元道の中心から3.0mずつ後退する。

2) 道・水路

- ・道水路境界から、道路側は4.0m後退する。水路側は2.0m後退する。
- ・水路の幅員は関係しない。

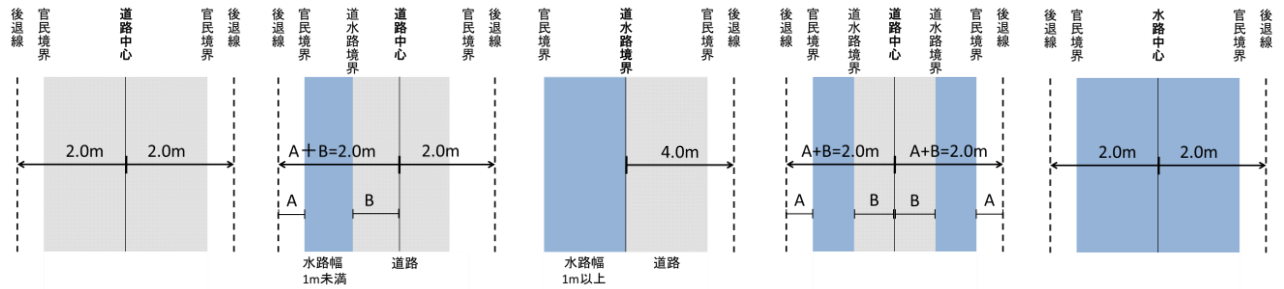
1) 単独水路

- ・水路中心より2.1mずつ後退する。

※木野目・南田島の後退パターンは裏面にあります。

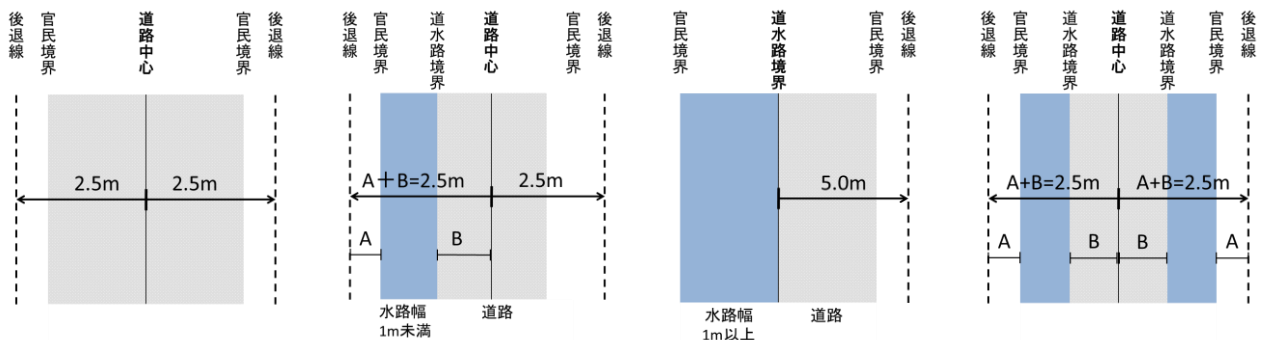
◎後退パターン（木野目・南田島地区）

幅員4.30m



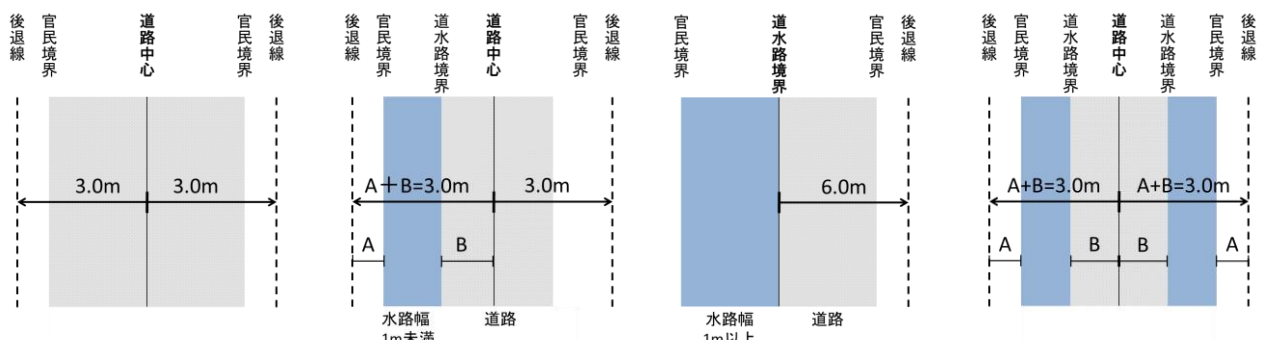
- 1) 単独道路
 - ・元道の中心から2.0mずつ後退する。
- 2) 道・水路（水路1m未満）
 - ・元道の中心から2.0mずつ後退する。
 - ・水路幅は水路幅を除いた合計が2.0mになるように後退する。(A+B=2.0m)
- 3) 道・水路（水路1m以上）
 - ・道水路境界から道路側へ4.0mの一方後退をする。
 - ・建築基準法(42条2項)の後退となる。
- 4) 水路・道・水路
 - ・元道の中心から2.0mずつ後退する。
 - ・水路幅を除いた合計が2.0mになるように後退する。(A+B=2.0m)
- 5) 単独水路
 - ・水路中心から2.0mずつ後退する。

幅員4.50m



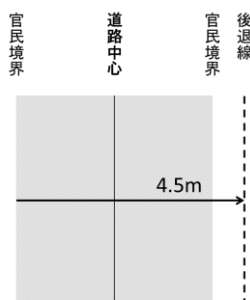
- 1) 単独道路
 - ・元道の中心から2.5mずつ後退する。
- 2) 道・水路（水路1m未満）
 - ・元道の中心から2.5mずつ後退する。
 - ・水路側は水路幅を除いた合計が2.5mになるように後退する。(A+B=2.5m)
- 3) 道・水路（水路1m以上）
 - ・道水路境界から道路側へ5.0mの一方後退をする。
- 4) 水・道・水路
 - ・元道の中心から2.5mずつ後退する。
 - ・水路幅を除いた合計が2.5mになるように後退する。(A+B=2.5m)

幅員4.60m



- 1) 単独道路
 - ・元道の中心から3.0mずつ後退する。
- 2) 道・水路（水路1m未満）
 - ・元道の中心から3.0mずつ後退する。
 - ・水路側は水路幅を除いた合計が3.0mになるように後退する。(A+B=3.0m)
- 3) 道・水路（水路1m以上）
 - ・道水路境界から道路側へ6.0mの一方後退をする。
- 4) 水路・道・水路
 - ・元道の中心から3.0mずつ後退する。
 - ・水路幅を除いた合計が3.0mになるように後退する。(A+B=3.0m)

幅員4.5m



- 1) 単独道路
 - ・市街化調整区域側の道路境界から4.5mの一方後退をする。

※山田・宮元町地区の後退パターンは表面にあります。

問合せ先
 川越市都市計画部都市計画課
 都市計画担当
 TEL 049-224-5945(直通)